

エグゼクティブサマリー

第1章 温室効果ガスの排出と吸収に関連のある国家の状況

- 2020年10月1日時点における日本の人口は約1億2,600万人である。今後、我が国の人口は急激に減少し、2050年における我が国の人口は9,800万人～1億600万人程度になるものと予測されている。
- 2020年現在の日本の国土面積は3,780万haであり、世界の陸地の0.3%に相当する。このうち、森林（2,498万ha、66.1%）及び農地（405万ha、10.7%）が全体の約8割を占めている。
- 日本は南北に長い構造を有しており、離島を含む日本全土における最南端は北緯20度、最北端は北緯46度となっている。このような構造から、日本列島には、亜寒帯気候、温帯気候、亜熱帯気候と様々な気候帯が存在する。
- 2021年度における日本の実質国内総生産は約541兆円であり、一人あたり実質国内総生産は約431万円となっている。
- 2020年度における日本の部門別最終エネルギー消費量は、産業部門（非エネルギー用途を含む）が46%、民生部門が32%、運輸部門が22%となっている。
- 日本の発電電源構成比は、2010年度においてはLNG火力が29.3%、原子力が28.6%、石炭火力が25.0%であったが、2011年に発生した東日本大震災後における国内原子力発電所の稼働停止に伴って大きく変化し、2020年度の電源構成比はLNG火力が39.0%、石炭火力が31.0%となっている。
- 日本は有数の森林国であり、森林面積は、長年に渡り国土の約3分の2の約2,500万haで推移しており、その内約1,000万haが人工林である。人工林面積の半分以上が50年生を超えており、高齢級化に伴いCO₂吸収量も減少傾向となっている。

第2章 温室効果ガス排出量とトレンドの情報

- 2020年度の温室効果ガスの総排出量（LULUCF¹を除く、間接CO₂含む）は11億5,000万トン（CO₂換算）であり、1990年度の総排出量から9.8%の減少、我が国の2020年排出削減目標の基準年である2005年度から16.8%の減少、2030年排出削減目標の基準年である2013年度から18.4%の減少となっている。
- 1990～2020年度において、CO₂排出量（LULUCFを除く、間接CO₂含まない）は10.0%減少、CH₄排出量（LULUCFを除く）は35.6%減少、N₂O排出量（LULUCFを除く）は38.2%減少した。
- 1990～2020年（暦年）において、HFCs排出量は224.7%増加、PFCs排出量は46.9%減少、SF₆排出量は84.2%減少、NF₃排出量は785.7%増加した。
- 2020年度において、日本の温室効果ガス総排出量の90.6%をCO₂排出量が占めている。CO₂排出量の内訳は、燃料の燃焼に伴う排出が94.7%と最も多く、工業プロセス及び製品の使用分野からの排出（4.1%）、廃棄物分野からの排出（1.2%）がこれに続いている。燃料の燃焼に伴う排出の内訳をみると、エネルギー産業が41.9%、製造業及び建設業が22.4%、運輸が17.0%、その他部門が13.3%を占めている。1990年度からのCO₂排出量の増加は、発電における固体燃料消費量が増加したこと等による。

¹ 土地利用、土地利用変化及び林業（Land Use, Land-Use Change and Forestry）分野の略称。

- 2020年度の土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）分野の純吸収量（CO₂、CH₄及びN₂O排出量を含む）は5,200万トン（CO₂換算）であった。京都議定書第3条3及び4活動による2020年度の純吸収量は、3,450万トン（CO₂換算）となっている。

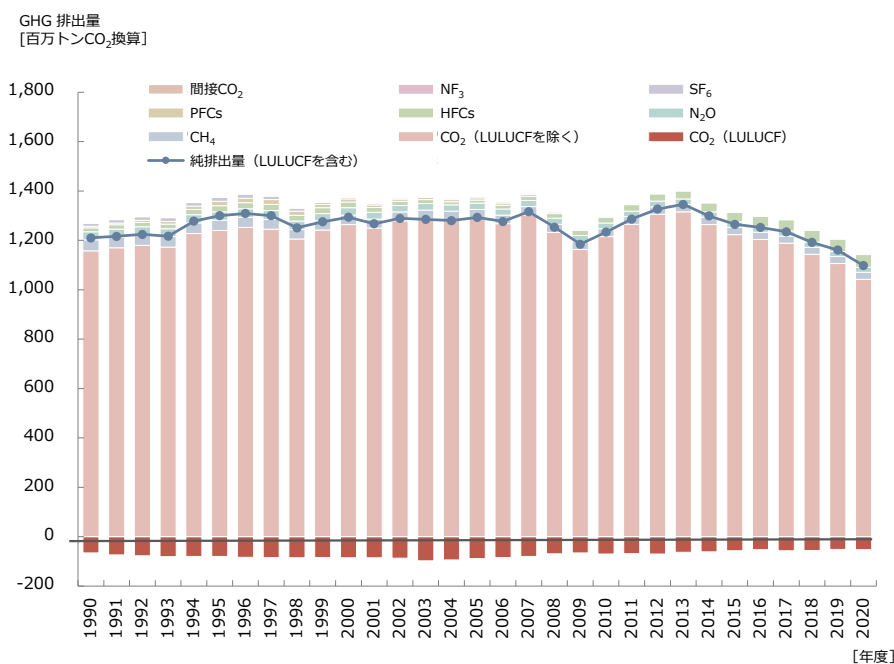


図 ES-1 日本の温室効果ガス排出・吸収量の推移

第3章 政策・措置

(温暖化対策推進の全体枠組み)

- 我が国の環境の保全に関する基本理念を定め、国の政策の基本的方向を示す基本法である「環境基本法」において、地球環境保全の積極的な推進について規定が置かれている。政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第15条第1項に基づき「環境基本計画」を策定しており、同計画においても地球温暖化対策は重要な構成要素となっている。
- 地球温暖化対策の推進については、個別法として「地球温暖化対策の推進に関する法律」が定められており、同法第2条の2において、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に地球温暖化対策が推進されなければならないとされている。また政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第8条第1項に基づき、地球温暖化対策計画を策定している。地球温暖化対策計画は、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であり、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

(地球温暖化対策の基本的考え方)

- 環境・経済・社会の統合的向上： 我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決、そしてSDGs（持続可能な開発目標）の達成にもつなげるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、AI、IoT等のデジタル技術も活用しながら、環境・経済・社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図る。

- 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー： 時代の大きな転換点に立っているという認識の下、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の社会に戻るのではなく、持続可能で強靱な社会システムへの変革を実現することが求められている。2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への「3つの移行」を加速させ、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を強力に進めていく。
- 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化： 深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見、一人一人が何をすべきかについての情報、地球温暖化対策の進捗状況に関する情報等を、なるべく目に見える形で積極的に提供・共有し、また、それらを伝え、実践する人材の育成と活動の展開を行い、国民各界各層における意識の変革と行動変容につなげる。
- 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献：「第6期科学技術・イノベーション基本計画」、「革新的環境イノベーション戦略」等に基づき、有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism :JCM）等を通じて、優れた脱炭素技術等の普及や地球温暖化緩和活動の実施を推進する。
- パリ協定への対応： パリ協定の目標達成に向け、パリ協定に規定された目標の5年ごとの提出・更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する報告・レビューへの着実な対応を行う。さらに、パリ協定の国際的な詳細なルール構築に我が国としても積極的に貢献していく。
- 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視： 地球温暖化対策計画の実効性を常に把握し確実にするため、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、温室効果ガス別その他の区分ごとの排出削減量、対策評価指標、関連指標等を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に同計画を見直す。

（政策措置とその効果）

- エネルギー分野（エネルギー転換部門）においては、電力分野の二酸化炭素（CO₂）排出原単位の低減、再生可能エネルギーの最大限の導入、石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進等の取組を進める。
- 産業部門においては、産業界における自主的取組の推進や、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施、中小企業の排出削減対策の推進といった取組を進める。
- 業務その他部門においては、建築物の省エネルギー化、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、デジタル機器・産業のグリーン化、徹底的なエネルギー管理の実施等の取組を進める。
- 家庭部門においては、住宅の省エネルギー化、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施等の取組を進める。
- 運輸部門においては、次世代自動車の普及及び燃費改善、道路交通流対策、公共交通機関及び自転車の利用促進、鉄道、船舶、航空の対策、脱炭素物流の推進等の取組を進める。
- 工業プロセス及び製品の使用（IPPU）分野においては、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP²化促進、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止、冷凍空調機器からのフロン類の回収・適正処理等の取組による代替フロン等4ガスの削減や、混合セメントの利用拡大によるセメント製造からのCO₂排出削減を進める。
- 農業分野においては、水田からのメタン削減対策や、施肥に伴う一酸化二窒素の削減対策を進める。
- 土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）分野における森林吸収源においては、健全な森林の

² 地球温暖化係数（Global Warming Potential）：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、CO₂の当該効果に対する比で表したものの。

整備、保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくり等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進といった取組を実施する。農地土壌吸収源については、土壌への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用等を通じた農地及び草地土壌における炭素貯留を推進する。また、都市緑化の推進や、ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組も推進する。

- 廃棄物分野においては、バイオマスプラスチック類の普及、廃棄物焼却量の削減、下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等の取組を進める。
- 分野横断的な施策としては、J-クレジット制度の活性化、JCMの推進、水素社会の実現、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化等を進める。

第4章 将来予測

(全般)

- 二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) について、温室効果ガス別・部門別に2030年度における温室効果ガス排出・吸収量の将来見通しを推計した。
- 2030年度における「対策ありシナリオ」の温室効果ガス総排出量 (LULUCF分野の純吸収量を含まない値) は約8億1,300万トン (CO₂換算) と予測され、我が国の2030年度排出削減目標の基準年である2013年度と比較すると-42%の水準となる。なお、これに2030年度における吸収源の貢献量 (森林吸収源 (約3,800万トンCO₂)、農地土壌吸収源 (約850万トンCO₂)、都市緑化からの吸収量 (約120万トンCO₂)) 及び二国間クレジット制度 (JCM) の見通しを考慮すると、2013年度比で-46%となる。

(ガス別の予測)

- 2030年度におけるエネルギー起源CO₂排出量の予測値においては、各部門で大幅な削減を見込んでおり、2013年度比-45% (約6億7,700万トンCO₂) となっている。特に家庭部門と業務その他部門における削減率が大きい。
- 2030年度における非エネルギー起源CO₂排出量 (燃料からの漏出、工業プロセスと製品の使用 (IPPU)、農業、廃棄物。間接CO₂も含む) の予測値は、2013年度比-15%の水準 (約7,000万トンCO₂) となった。
- 2030年度におけるメタンの排出量予測値は、2013年度比-11%の水準 (約2,670万トン (CO₂換算)) となった。2030年度における基準年比の削減率は、廃棄物分野が最も大きく、次いで燃料からの漏出分野が続いている。
- 2030年度における一酸化二窒素の排出量予測値は、2013年度比-17%の水準 (約1,780万トン (CO₂換算)) となった。2030年度における基準年比の削減率は、燃料の燃焼分野での削減率が最も大きく、IPPU分野がそれに続いている。
- 2030年 (暦年) における代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃) の排出量予測値は、2013年比-44%の水準 (約2,180万トン (CO₂換算)) となった。

(分野別の予測)

- 2030年度におけるエネルギー分野の排出量予測値は、2013年度比-45%の水準（約6億8,330万トン（CO₂換算））となった。
- 2030年度におけるIPPU分野の排出量予測値は、2013年度比-25%の水準（約6,550万トン（CO₂換算））となった。2030年度における排出量の減少は、冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類の回収の促進、及びノンフロン化や低GWP化の推進により冷媒分野からの排出量が減少することが主な要因である。
- 2030年度における農業分野の排出量予測値は、2013年度比-3%の水準（約3,170万トン（CO₂換算））となった。2030年度の排出量の減少は、稲作における削減対策の実施が主な要因となっている。
- 2030年度におけるLULUCF分野の純吸収量予測値（温室効果ガスインベントリ（以下、インベントリと記載）ベース）は約3,980万トンCO₂となった。
- 2030年度における廃棄物分野の排出量予測値は、2013年度比-24%の水準（約3,070万トン（CO₂換算））となった。2030年度の排出量の減少は、人口の減少及び3R（Reduce, Reuse, Recycle）の進展による廃棄物焼却量・最終処分量・排水処理量の削減、ならびにバイオマスプラスチックの導入によるプラスチック焼却時のCO₂排出量の削減が主な要因となっている。
- 2030年度における間接CO₂の排出量予測値は、2013年度比-11%の水準（約210万トン）となった。2030年度の排出量の減少は、塗料等の炭素含有率と使用量の減少が主な要因となっている。

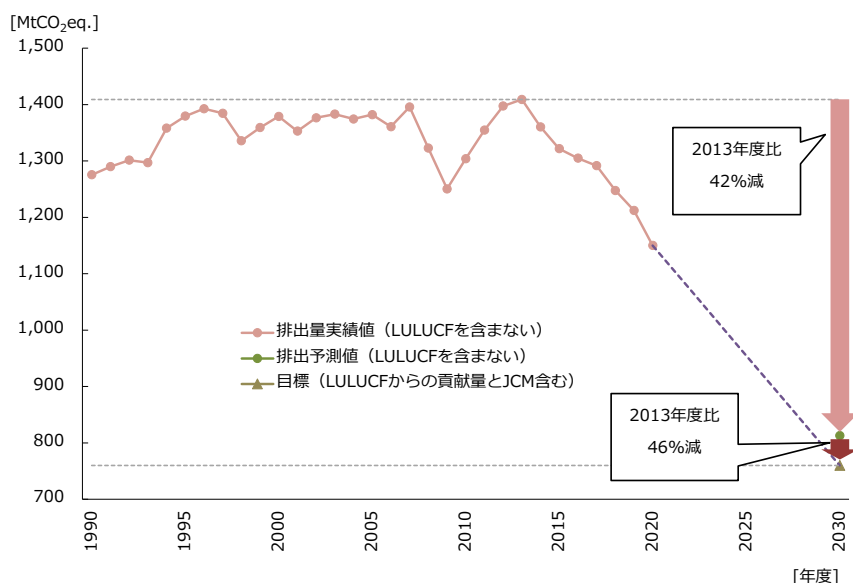


図 ES-2 「対策あり」シナリオの温室効果ガス排出・吸収量予測結果

第5章 脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置

(気候変動適応策の制度的・法的枠組)

- 2015年11月に「気候変動の影響への適応計画」が策定・閣議決定（最終改定：2021年10月）された。その後、気候変動適応の法的位置づけを明確化し、国・地方公共団体・事業者・国民など多様な関係者が連携して、一層強力に気候変動適応を推進していくべく、2018年6月には、気候変動適

応法が公布され、同年12月より施行されている。

(目標及び進捗管理)

- 我が国の適応策にかかる目標は、気候変動適応に関する施策を科学的知見に基づき総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを旨とするものである。
- 環境大臣を議長とし、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」の下で、適応施策の進捗状況を定期的に確認することとしている。

(個別分野ごとの主な気候変動影響評価と適応策)

- 2020年12月に公表された気候変動影響評価報告書において、気候変動が日本にどのような影響を与えるのかについて、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の全7分野71項目を対象として、影響の程度、可能性等(重大性)、影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期(緊急性)、情報の確からしさ(確信度)の3つの観点から評価を行っている。評価の結果は、気候変動による影響が重大かつ緊急であることを示している。
- 2021年10月に改定された気候変動適応計画では、上記報告書の気候変動影響評価を踏まえて、項目ごとの気候変動影響や適応策の基本的考え方等について整理している。

(地方公共団体における適応策の取組)

- 地方公共団体においては、2022年3月現在、155自治体が地域気候変動適応計画を策定し、地域の実情に応じた適応策を計画的に推進している。また、2022年3月現在で、47自治体において、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点である、地域気候変動適応センターを整備している。

(分野横断的取組、国際協力)

- 分野横断的取組については、適応計画において、気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する基盤的施策、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する基盤的施策、地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する基盤的施策、事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する基盤的施策、気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する基盤的施策を規定している。
- 国際協力に関しては、適応計画において、基本戦略の一つとして「開発途上国の適応能力の向上に貢献する」ことを位置づけ、アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を活用した、気候変動リスクに関する科学的知見の充実、ステークホルダーの支援ツールの提供、気候変動影響評価や気候変動適応に関する能力強化や、開発途上国における気候変動及び気候変動影響に関する観測、監視、予測及び評価や防災、農業等の気候変動適応に関する技術協力、AP-PLAT及びデータ統合・解析システム(DIAS)等を活用した我が国の事業者の適応ビジネスの国際展開等を推進していくこととしている。

(適応策の推進に関連するその他の基本的施策)

- 2020年に発生した新型コロナウイルス感染症と気候変動問題は相互に深く関連しており、環境・経済・社会を統合的に向上する社会変革、生物多様性の保全や自然との共生が危機を乗り越えるために不可欠である。そのためには、我が国の環境政策を「脱炭素社会への移行」・「循環経済への移行」・「分散型・自然共生社会への移行」という3つの移行に向け、地域においては地域循環共生圏の考え方に基づいた新たな地域づくり、また私たち国民においては一人一人がライフスタイルを変革する社会にリデザイン（再設計）していくことが重要である。こうした考え方に基づいて、我が国は、様々な取組を進めている。

第6章 資金・技術・能力開発支援

(資金)

- 日本はこれまで、二国間ならびに多国間の枠組みを通じて様々な気候変動対策支援を実施し、途上国によるパリ協定の実施を支援してきた。
- 2015年のCOP21に際して表明した「美しい星への行動2.0」(ACE2.0)の下で、日本は2020年に官民あわせて年間約1.3兆円の途上国における気候変動対策支援の実施を行うことを表明し、2020年実績においてこのコミットメントを達成した。
- 日本が2019年から2020年の2年間で行った気候変動分野の途上国支援は、約245億ドル（そのうち公的資金は約207億ドル、民間資金は約38億ドル）に達した。また、緑の気候基金（GCF）について、日本は、初期拠出（事業期間：2015年から2018年）での15億ドルに加え、第一次増資（同：2020年から2023年）においても最大15億ドルの拠出を表明している。
- これらの実績を踏まえて、2021年以降の新たな気候資金コミットメントとして、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、菅総理（当時）が2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円規模の気候変動分野の途上国支援を実施することを表明した。さらに同年11月のCOP26では、その際、先進国全体での1,000億ドル気候資金目標の不足分を率先して補うべく、岸田総理大臣が、G7サミットで表明した6.5兆円のコミットメントに加えて、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援の用意があることを表明した。さらに、これらの資金コミットメントの一環として、COP26に際して、適応分野の支援を倍増し、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて約1.6兆円規模の適応支援を実施することを表明した。
- 今後とも日本は主要先進国として、表明済み資金コミットメントを着実に実施し、途上国の気候変動対策を力強く支援していく。

(技術開発及び移転)

- 日本は、2013年11月に公表した「攻めの地球温暖化外交戦略（ACE：Actions for Cool Earth）」に基づき環境エネルギー技術の開発（イノベーション）及び国際的な普及（アプリケーション）の先頭に立ち、世界全体での気候変動問題の解決に向けて貢献していく。
- 世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進するための国際的なプラットフォームとなることを目的とする「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」を通じ、イノベーション創出に向けた議論を深化させる。また、優れた低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築するためのイノベーションを創出するための実証事業を推進していくとともに、日本の産業界が主導する

途上国への企業ミッション派遣を通じたシーズとニーズの合致によるコ・イノベーション案件を創出することによって、両国の民間企業及び自治体の連携を加速させる。加えて、途上国への革新技術の普及や効果等を共有することにより、更なるイノベーションを促進する。

- 途上国における適応策の事業化に関しては、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）等の国内の支援機関や国際開発金融機関等と連携し、民間資金の動員を含め資金の多様化を図りつつ、各国の優先分野やニーズを踏まえ、適応事業に対する支援を行う。
- 既存の低炭素及び脱炭素技術の世界への「応用“アプリケーション”」を図る観点から、200件以上のプロジェクト実績がある二国間クレジット制度（JCM）等を通じて日本の技術の普及を加速するとともに、技術による削減効果を検証し、温室効果ガスの更なる排出削減・吸収と新たな成長を同時に実現している。

（能力開発）

- 途上国における気候変動対策と持続可能な開発を進めるため、我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働し、イノベーションを起こしていく“Co-innovation（コ・イノベーション）”を推進し、世界全体の温室効果ガスの排出削減に貢献していく。我が国と途上国が連携してコ・イノベーションを創出していくために、民間企業や自治体を巻き込みつつ、各国のニーズと我が国の民間企業及び自治体が有する技術・ノウハウのシーズを擦り合わせてソリューションを見出す具体的なプロジェクトの形成を推進する。
- 適応分野の能力開発支援については、産官学一体となってこれまでに得られた最先端の技術・ノウハウを集約し、これらを提供することによって、気候リスク情報の整備やリスク評価手法の確立、適応計画の策定を支援していく。
- 緩和分野の能力開発支援については、各国が削減目標を達成するための具体的な計画の策定や対策の特定、計画の進捗評価等について、我が国の経験・ノウハウを活用し、JICA、国立環境研究所等と連携し、能力開発等の支援を行う。
- 透明性分野の能力開発支援については、我が国と途上国、国際機関が参画する「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（Partnership to Strengthen Transparency for co-Innovation: PaSTI）」を通じた削減目標達成に必要な制度の構築や組織体制の整備、アジア地域諸国の温室効果ガスインベントリの精度向上と地域の協力関係の促進を目的とした「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia（WGIA）」の開催等を実施している。

第7章 研究及び組織的観測

（全般）

- 地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策・施策の基盤的施策として、気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化を図ることとしている。
- 気候変動適応計画において、基本戦略として、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究を推進するとともに、最新の研究成果等を踏まえて気候変動予測等に関する科学的知見を整備することとしている。

(研究)

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画において、「地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進」を、国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革を目指すための取組として掲げ、具体的には、高精度な気候変動予測情報の創出や、気候変動課題の解決に貢献するため温室効果ガス等の観測データや予測情報などの地球環境ビッグデータの蓄積・利活用の推進などに取り組む。
- 革新的環境イノベーション戦略において、世界のカーボンニュートラル、更には、過去のストックベースでのCO₂削減を可能とする革新的技術を2050年までに確立することを目指す。
- 世界気候研究計画（WCRP）、Future Earth等の国際的な地球環境研究計画に参加・連携し、適切な分担を踏まえた調査研究を行うとともに、外国の研究機関等との共同研究等を推進する。
- アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を通じて、アジア太平洋地域における地球変動研究を当該地域の研究者及び政府関係者と協力しつつ推進する等、当該地域における研究ネットワークの充実に努める。

(組織的観測)

- 気候変動の観測・監視にあたっては、「地球観測の推進戦略」を踏まえた「今後10年の我が国の地球観測の実施方針」、及び「第6期科学技術・イノベーション基本計画」の下、その総合的な推進を図る。その際、全球地球観測システム（GEOSS）構築への貢献を念頭に、その方法等について国際的な観測・監視計画との整合性を図るとともに、我が国を代表してGEOSSに接続している「データ統合・解析システム（DIAS）」を活用するなど、観測・監視実施機関は相互にその成果を交換し、効果的にデータ活用が図れるように配慮する。
- 全球気候観測システム（GCOS）、全球大気監視（GAW）計画、全球海洋観測システム（GOOS）、地球環境モニタリングシステム（GEMS）等の下で実施されている国際的観測・監視計画に参加・連携して適切な分担を踏まえた広域的な観測・監視を行い、GEOSS構築に貢献するとともに、APN等を推進し、アジア太平洋地域における観測・監視の円滑な実施を図る。
- 人工衛星による地球観測については、「宇宙基本計画」に沿って、世界的規模での調整によって有効に進めることが重要であることから、地球観測衛星委員会（CEOS）等の活動を積極的に主導するとともに、これらと十分整合性を図った衛星の開発、打上げ、運用等を推進する。また、GEOSSを通じて、人工衛星、航空機、船舶及び地上の観測を統合した全球の地球観測を推進する。

第8章 教育、訓練及び普及啓発

(全般)

- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の運用や、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進等を通じて、家庭教育、学校教育、社会教育等教育の場等において、地球温暖化問題やエネルギー問題について学習する機会を提供する。また、マスメディアによる広報、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を通じ、普及啓発活動を進める。さらに、国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割が期待される環境NGO等に対する支援を強化する。
- 地球温暖化問題に関する知見や、温室効果ガス削減のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人ひとりが何をすべきかについての情報を積極的に提供・共有し、広報普及活動を行い、家

庭や企業における意識の改革と行動の喚起につなげる。

(学校等における教育)

- 環境教育等促進法に基づき、環境教育等の推進に関する基本方針を定め、国民、民間団体等が自ら進んで環境保全活動等の取組を行うよう、環境教育に関する総合的な施策の推進を図っている。
- 2005年に開始された持続可能な開発のための教育（ESD）について、関係省庁連絡会議を設置し、施策の積極的な推進を図っている。2021年5月には、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画」を定め、その計画的な実施に努めている。

(意識啓発・市民参加)

- 多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていく。その際、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが、あるいは何を購入することが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。

(NGO等への支援)

- 地球温暖化防止への取組に欠かせない環境NGO等の団体に対し、国あるいは地方公共団体等が財政的な支援等を行っている。今後とも、その活動の趣旨を歪めない範囲で、支援を強化していくこととしている。

(条約第6条の実施に関するモニタリング、レビュー及び評価)

- 日本において、条約第6条の実施に特化した形式での正式なモニタリング、レビュー及び評価プロセスは存在しないが、本報告書に関連章で説明されているように、第6条に関する活動は、日本で実施されている気候変動に関する教育、訓練及び普及啓発活動や、温室効果ガスインベントリ、国別報告書及び隔年報告書の作成といった透明性活動や、緩和及び適応政策の実施、並びに途上国支援に関する活動の一部として実施されている。